

インドネシア情報レポート

(2024年9月23日)

(公財)大阪産業局 インドネシアビジネスサポートデスク

PT. JAC Consulting Indonesia

2024年9月14日・15日、日伊友好イベント「ジャカルタ日本祭り」がジャカルタ特別州や在インドネシア日本大使館など協力のもと、中央ジャカルタ・ブンカルノ競技場で開催されました。2日間で約25,000人（速報値）の来場者数となり、両国市民の交流が深まりました。特に「日本を旅する」を今回のサブテーマとして、日本の各地域（地方や県）のブースが出展されました。県人会や在留邦人が中心となって各地域の魅力や名産品を揃え、来場者のおもてなしを行いました。その他にもインドネシアに工場を持つ大手飲料メーカーや食品メーカーが製品紹介やサンプル支給など行い、大盛況なイベントとなりました。

今月はインドネシアへの日系企業の進出条件や最新の進出動向について、ご紹介いたします。現在のインドネシアの外資資本金規制（払込）はIDR 10,000,000,000（100億ルピア・約1億円）であり、会社設立時に開設した法人口座に入金する必要があります。最低雇員人数に法的規制はありませんが、法人として加入義務のある社会保険加入の為に2名の従業員の個人情報が必要となります。事業毎の外資出資比率規制については、製造業や商社業、サービス業などほとんどの事業で100%外資が認められています（建設業・エネルギー業などは外資67%までの規制が残っています）。ただし資本金や出資比率でクリアしても、その後の事業毎の許認可取得でトラブルが起こることが多くあります。例えば、実習生送り出し機関事業のライセンスは法的な記載こそありませんが、内資のみに許認可承認がおります。他にも、建設業では事業内容（ゼネコン、サブコン、コンサルなど）によって、最低プロジェクト金額が定められており、戸建て設立や小さな工場設立などの案件は外資では携わることができない規制もあります。このような現場レベルでの懸念事項もある為、進出検討時には予め進出コンサルや同業の進出事例を入念に調査しておく必要があります。

最低払込資本金	IDR 10,000,000,000
最低雇員人数	法的記載なし（実務上2名の雇用が適切）
資本比率規制	外資100%が多い（建設業など特定の事業を除く）
その他	<ul style="list-style-type: none">事業ごとに許認可が複数存在許認可によっては実情、外資が難しい事業もある事業検討段階でのインドネシア進出のプロと相談推奨

最新のインドネシアへの日系企業進出トレンドは主に「飲食業（レストラン）などを中心とした B to C 事業の進出」と「日本語学校及び送り出し機関の設立」です。飲食業で言えば、回転寿司レストラン（スシロー）や串揚げチェーン（串かつだるま）、スイーツ専門店（シャトレゼ）、家具メーカーの進出（ニトリ）など非常に動きがありました。また技能実習制度の終了や育成就労の開始計画などのトレンドも重なり日本語学校の設立もトレンドになっています。今後のインドネシア政府の外資規制への調整によっては 2010 年代前半に起こった日系企業進出ブームに続く進出ラッシュが期待されます。